

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）

発行人 大分県

編集 株式会社 明文堂印刷

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

# 大分県報

平成二十九年

号外（一〇八）

十二月二十二日

（金曜日）

## 目次

### 規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定……………一

### 〇規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第六十七号

#### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十九年大分県条例第四十六号）の施行期日は、平成二十九年十二月二十二日とする。

平成二十九年十二月二十二日

大分県報号外（規則）

一